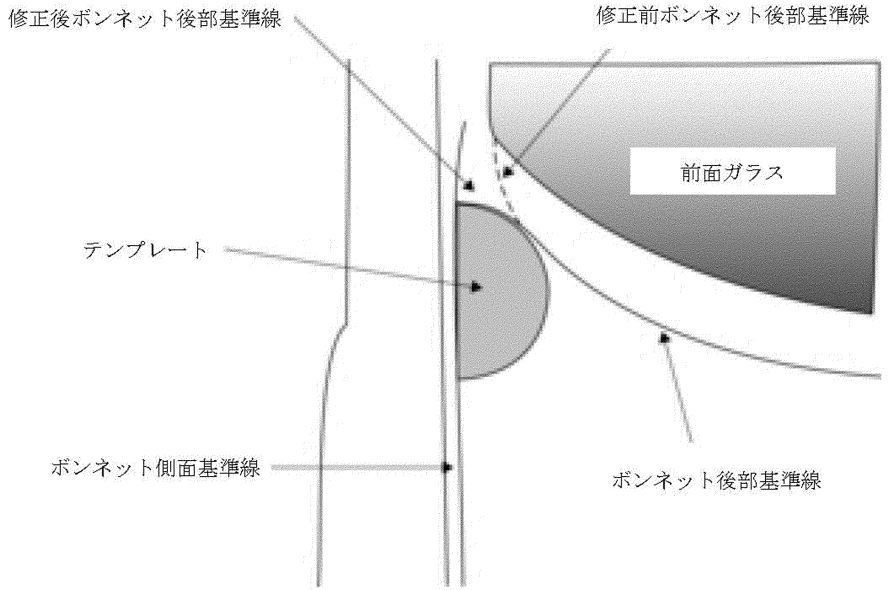
図２　ボンネット後部及び側面基準線の交点の表示



1.2.　頭部インパクタ試験の実施回数等

1.2.1.　頭部インパクタ試験は、ボンネット上面の頭部インパクタ試験領域を均等に三分割したそれぞれの領域において、最も傷害を引き起こしやすいと考えられる位置で最低３回、合計で９回以上は実施しなければならない。なお､傷害原因となりうる可能性が高い順に多数の試験位置を選定し、その結果、試験領域の残りが少なくなり、試験点間で最低間隔を保ちながら更なる試験位置を選定できない場合は、各インパクタに対する試験回数が９回以下となってもよい。ただし、試験を実施する試験機関は、特に、ＨＩＣ1000ゾーンのうちＨＩＣ1700ゾーンの境界付近の箇所については、車両の適合性を保証するために必要な回数の試験を行うものとする。

1.2.2.　測定点は、互いに最低165㎜離れていなければならない。また、これらの最低距離は車両の表面に沿ってフレキシブルテープをゆるみの無い状態にして測定するものとする。

1.2.3.　目標とした測定点と実際に衝突した測定点との公差は±10㎜以内でなければならない。なお、複数回接触する場合においては、その差の測定は、目標とした第一接触点と実際に衝突した第一接触点との差により測定するものとする。

1.2.4.　インパクタは、はね返って発射装置と接触する等により試験結果に影響を与えることのないよう、車両から距離をとって発射されなければならない。

1.3.　衝突速度の測定

1.3.1.　頭部インパクタの衝突速度は9.7±0.2m／ｓとする。

1.3.2.　頭部インパクタの速度はＩＳＯ3784：1976で規定する方法に従い、測定するものとする。速度測定の精度は±0.01m／ｓであるものとする。

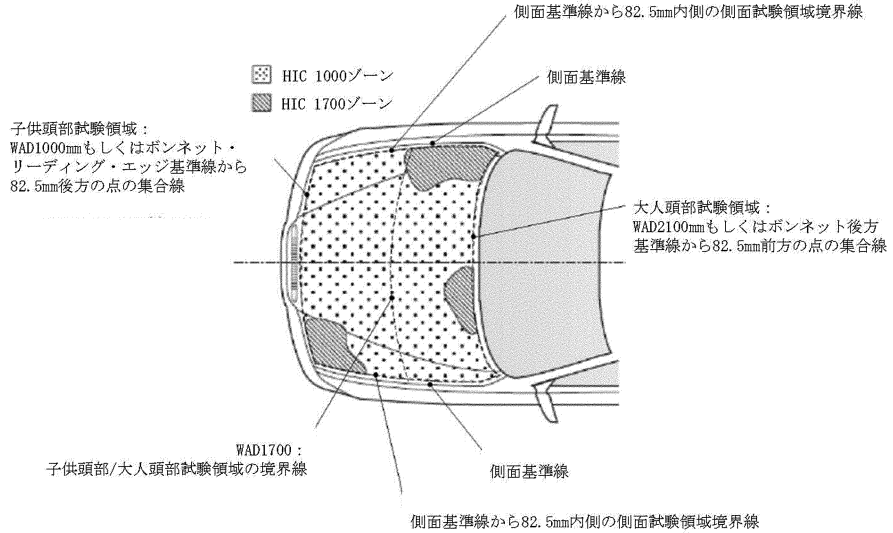
1.4.　記録

1.4.1.　単位時間当たりの加速度時系列で記録し、ＨＩＣを計算するものとする。試験結果の記録はＩＳＯ6487：2002に従うものとする。

1.5.　頭部インパクタ試験ゾーンの分割

1.5.1.　自動車製作者等はボンネット上面試験領域で、ＨＩＣが1,000を超えてはならない「ＨＩＣ1000ゾーン」又は1,700を超えてはならない「ＨＩＣ1700ゾーン」を定めるものとする（図３参照）。

図３　ＨＩＣ1000及びＨＩＣ1700ゾーンの例



1.5.2.　試験領域の表面積の計算は、自動車製作者等が提供した車両上面図により行うものとする。

2.　子供頭部インパクタ試験手順

2.1.　本文中2.14.に規定する領域内の車両前部上面に対して試験を実施するものとする。頭部インパクタは、ボンネット上面に衝突する前に前面ガラス又はＡピラーには接触してはならない。

2.2.　インパクタの衝突方向は、車両後方下向きとし、発射角度は50±２°とする。

3.　大人頭部インパクタ試験手順

3.1.　試験は、本文中2.15.に規定する領域内の車両前部上面に対して試験を実施するものとする。頭部インパクタは、ボンネット上面に衝突する前に、前面ガラス又はＡピラーには接触してはならない。

3.2.　インパクタの衝突方向は、車両後方下向きとし、発射角度は65±２°とする。

4.　下部脚部インパクタ試験手順

4.1.　Ｅ-ＰＬＩ試験に使用するインパクタには、検定試験で使われたものと同一の製造工程で製作された同一の性能を有する発泡材(質量の公差が±２%のものに限る。)を使用しなければならない。また、模擬膝関節は試験毎に取り換えなければならない。

4.2.　試験インパクタの肉部は、インパクタが試験用に取り出される前に、Ｅ-ＰＬＩ試験においては35±15%の湿度及び20±４℃の温度に、Flex-ＰＬＩ試験においては20±４℃の温度に管理された保管場所に少なくとも４時間保管しなければならない。保管場所から取り出した後は、インパクタは試験条件として定められた条件以外の条件下には置かないものとする。

4.3.　各試験は、試験予定のインパクタが管理された保管場所から取り出されたときから２時間以内に終了するものとする。

4.4.　測定点はバンパ試験領域内から選択するものとする。

4.5.　脚部インパクタ試験は、バンパを均等に三分割したそれぞれの領域において、最も傷害を引き起こしやすいと考えられる位置で、合計３回実施するものとする。なお、測定点は、最低でも互いに132㎜離れ、バンパコーナーより66㎜内側に位置するものでなければならない。

4.6.　衝突時において、インパクタの中心線は、Ｘ軸方向で±５°、Ｙ軸方向及びＺ軸方向で±２°の公差内であるものとする（図４参照）。